

発議案第 33 号

イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦に向けた外交努力を求める決議  
について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出しま  
す。

令和 5 年 12 月 13 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登
	同	高 山 敏 朗

## 提案理由

イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦に向けた外交努力を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦に向けた外交努力を求め  
る決議

今回のガザ危機の直接的な契機は、本年10月7日のハマスによる無差別攻撃である。イスラエルの民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、強く非難する。また、人質については即時解放すべきである。

他方、イスラエルは、ハマスの攻撃に対する「自衛権」を盾に、圧倒的な軍事力を行使した報復を行っている。10月31日には、イスラエル軍がパレスチナのガザ地区北部、ジャバリヤ難民キャンプに対する空爆を行い、多数の子供を含む数百人の民間人が死傷したと報じられている。難民キャンプに対する空爆は明白な国際人道法違反である。

ガザ保健当局の発表では、イスラエルがガザへの空爆を開始して約1か月でパレスチナ側の死者数は1万人を超え、その4割は子供であると報じられている。国際連合の特別報告者7名で構成される専門家グループは、声明で「パレスチナの人々がジェノサイドの重大なリスクにさらされていると確信している」と厳しく警告しており、一刻の猶予も許されないガザの深刻な人道的危機の打開に向け、緊急の行動が必要である。

よって、国において、双方に対し、即時停戦に向けた交渉のテーブルに着くよう働き掛けることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月22日

八千代市議会